

氏名（本籍）	小熊 誠
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 乙 第 2978 号
学位授与年月日	令和 3 年 2 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	沖縄における門中の歴史民俗的研究

主査	筑波大学 教授	博士（文学）	徳丸 亜木
副査	筑波大学 准教授	博士（社会学）	武井 基晃
副査	筑波大学 准教授	博士（文学）	山本 真
副査	筑波大学 名誉教授	博士（文学）	古家 信平

論文の要旨

本論文は、沖縄における父系の親族集団である門中を、中国の宗族制度と日本の幕藩体制における武家の「家」にかかわる制度からの強い影響を受けつつも沖縄としての独自性・主体性のもとに歴史的に形成された「間、（はざま）の民俗」として把握し、その特質を指摘するとともに、現代の沖縄において門中がいかに認識され、「つながり」を生みだしているかを検討することで、門中の現代的な位相とその意義とを民俗学的に明らかにした研究である。

本論文は、第1部「民俗学研究における沖縄および門中」、第2部「門中の歴史的研究」、第3部「門中の現代的研究」の3部で構成される。第1部は第1章から第2章、第2部は第3章から第5章、第3部は第6章から第9章、これに序章と終章とを加えた全11章よりなる。序章「問題の所在－歴史的多様な門中－」では、本論文の研究視角を述べるとともに、基本的な沖縄の門中に関する用語の概念規定を行っている。近世琉球士族の門中制度は日本と中国の影響を受けて成立したものとし、その研究には、日中の「間、」にありながらも文化の固有性を維持してきた琉球の「歴史的主体性」への着目が必要であるとした。また、琉球時代の士族を祖先とする「士族系門中」、中国渡来人を始祖として那覇の久米村に士族として居住した「久米村系門中」、士族系門中のサブグループとしての「屋取系門中」、祖先は平民としての百姓身分であり明治以降に成立した「百姓系門中」などについて解説を行っている。更に、従来の研究で「共通の始祖をもつ父系出自集団」とされてきた門中を「共通の祖先をもつ、あるいは共通の祖先と思われる人物を共有する人びとの集団」と規定した。また、人びとが日常生活の文脈の中で認識する祖先と子孫との関係を軸とした人と人との結びつきを「つながり」として規定し、その動態性に対する検討を門中研究の視角に加えることにより、従来の親族研究としての門中研究とは異なる研究の可能性を示した。

第1部では、日本民俗学および社会人類学における、沖縄ならびに門中の研究史を整理している。

第1章「日本民俗学における沖縄研究」では、戦前の沖縄研究において、沖縄を日本文化の一部とする近代国家のナショナリズムと結びついた柳田國男の一国民俗学的な認識に基づき、沖縄の民俗文化形成に対する中国の影響が看過されていたと指摘した。また、戦後には社会人類学の影響もあり、沖縄を主体にして中国大陸、台湾、東南アジアなどと比較する研究視点が生まれたとして「間、」の民俗にかかわる研究視点の萌芽を論じている。

第2章「門中研究の研究史と研究方法」では、1960年代から80年代にかけて、主に社会人類学が主導する形で、親族研究として門中に関する実証研究と理論研究が展開し、更に民俗学では、親族研究を基盤として門中の歴史や文化的側面の研究が進展したことが指摘されている。

第2部では、家譜などの文字資料により、近世における士族門中について日本の武家の「家」にかかわる制度と中国の宗族制度との比較からその独自性を論じ、「間」の民俗として位置づけることが検討された。

第3章「近世琉球における士族門中」では、近世における琉球士族の家譜の形成原理を、中国の影響による首里・那覇士族の中国姓の受容と、同一門中での共通する和名一文字の使用である名乗頭の整備から分析している。士族では、嫡子相続を原則としつつ、父系継承に基づく中国姓を取り入れており、日本の武家の「家」にかかわる制度と中国の宗族制度の双方を取り入れた琉球独自のしくみが形成されていたとする。

第4章「近世琉球の士族門中における姓の受容と同姓不婚」では、中国の宗族制度において同姓間での婚姻を禁じた同姓不婚の原則が近世琉球士族にいかに関容されたかについて分析している。琉球においては、同姓は必ずしも同じ祖先を持つわけではないこと、首里士族に同姓婚の事例があるが、同一門中の同一家系内の通婚はなかったこと、久米村系門中では、儒教思想の遵守から同姓不婚が守られていたことなどから、同姓不婚の制度が、独自性をもって琉球士族に関容されたことを論じている。

第5章「近世士族門中における養子制度の再検討」では、中国の宗族制度にならった異姓から養子を迎えることを禁ずる異姓不養の原則の受容について分析している。筆者は、この原則が琉球王府の公的制度としては認められたが、琉球士族では完全には遵守されていなかったものと指摘している。同一の中国姓は必ずしも同一の父系血縁を意味せず、また、琉球士族における養子は日本の武家における「家」の継承に見られるように、家系の継承を主目的とするものであり、ここにも琉球の独自性が見られた。

第3部では現代における門中の多様性とそこに示される「つながり」について、自身のフィールドワークに基づく資料より動的に考察がなされている。

第6章「沖縄における門中の多様性」では、名護市屋我地島における百姓系門中と屋取系門中を事例として、百姓系門中においては、記憶による祖先より以前の祖先を探し、由来記として琉球王統や士族系門中の祖先に「つながり」を求める志向性がみられるとする。また、士族系門中の直系の宗家から分出した支流からさらに分かれて帰農した屋取系門中を事例として、士族系門中が地域を超えて分流していく実態が論じられた。

第7章「多様な門中とその活動」では、明治期以降に形成された百姓系門中を事例として、近世末の地方役人層の系譜形成への関与のなかで伝統的な親族組織であるハラ・ヒキを基盤としていかに百姓系門中が形成されたかを論じている。更に、百姓系門中で示される父系系譜を希求する強い意識と、琉球神話に関連する第二尚氏以前の琉球王統へと祖先の系譜を結びつけようとする琉球独自の祖先観の創成について考察がなされている。

第8章「門中をめぐる諸相」では、現代における門中の活動状況について、祖先祭祀との関連から分析を加えている。筆者は沖縄の位牌祭祀における父系原則や長男原則はユタや霊的職能者によって強化されたものと指摘し、継承者の不在によって空き屋敷での位牌祭祀の増加や、寺院での位牌管理などがなされる現状を指摘し、門中における解決すべき課題を論じている。

第9章「「つながり」としての門中」では、第二尚氏第二代国王尚宣威王の墓に清明祭で四つの門中が集まる事例を取り上げた。尚宣威王との系譜関係の「つながり」の形成が、屋取系門中では記憶による系譜認識を家譜へ接合してゆく形で行われ、また百姓系門中では新たな系譜を創設するなど、門中によって多様であることを示し、それを各門中が相互に承認し、共通の祖先を拝むことで新たな門中間の「つながり」が形成されていることが論じられている。

終章では、各章における分析を総括するとともに、近世琉球における門中の歴史的研究においては、日本と中国の家族・親族制度と比較し、琉球における主体的選択と、琉球の門中としての独自性を持ったありかたを「間」の民俗として把握することの方法論的有効性が述べられている。更には、沖縄の人びとの日常生活の文脈の中での多様な門中のありかたを理解し、家譜に記録された、あるいは具体的に記憶された祖先を超える「つながり」のありかたを現代の門中研究に加えることの有効性が述べられた。

審査の要旨

1 批評

本論文は、沖縄研究の中心的課題の一つである門中について、門中が伝来する家譜などの文字資料と生活文脈における門中の実態に関する民俗学的フィールドワーク資料の精緻な分析に基づき、民俗学や人類学における門中研究に新たな研究視角を提示した研究である。中国や日本からの強い影響を受けつつ形成された琉球士族の門中は、中国の宗族制度や日本の武家の「家」にかかわる制度の、琉球における一方的な受容によって形成されたものではなく、琉球の独自性・主体性に基づく選択が行われた上での再編であるとする。そこに示される「間」の民俗にかかわる著者の研究視点は、沖縄に限らず、他の地域間にも適用できる可能性を有しており、歴史性を踏まえた比較民俗学的研究視点の新たな進展を示すものであると評価される。また、従来の研究では、社会的機能や親族構造にかかわる静態的な分析が主であった門中研究に、生活の文脈からの動態的な研究視点を加えることにより、沖縄において現に生活している人びとの門中にかかわる行為の意味や、その背後に示される琉球王府の神話的世界観への志向性、あるいはそれに伴うアイデンティティの新たな形成が明らかにされている。著者が論ずる人びとの社会的・文化的実践や祖先認識から「つながり」を論ずる研究視点は、今後の民俗学研究や人類学研究における親族研究にも有効なものであると考えられる。ただし、本論文では「つながり」の多様性を示せてはいるが、具体的な出自認識と理念的・神話的世界との接合が門中以外の場においていかに示され、行為の実践を生み出すのかなど、更に検討すべき課題は残されており、「つながり」についての概念的な検討の深化も必要とされる。しかしながら本論文は、沖縄の門中の実態を精緻に記述するとともに、門中の歴史的形成過程に関する新たな研究視点と、生活文脈での門中を分析するための新たな分析概念を提示しており、それらの課題は本論文全体の意義を減ずるものではない。本論文は、学界に新たな刺激を与え、学問的にも寄与するところが大きいと判断される。

2 最終試験

令和2年12月17日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条(2)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。